

令和元年7月定例農業委員会議事録

開会 7月25日(木) 午前9時

(欠席委員)萩野委員、小林委員

(事務局出席者)原田事務局長、加藤事務局次長、富田主幹、酒井主任主査、山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから7月の定例農業委員会議事録を開催します。

本日は、萩野委員、小林委員から欠席する旨の届け出を受けておりますので、現在の出席委員は、農業委員が11名、農地利用最適化推進委員が8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

1番、増岡委員、2番、塚崎委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。

【議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明のありました番号1、明知下の件について、地元の深谷良金委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：この土地は、周辺全て農地、田んぼでございます。その状況を今後も継承できるということですので、何ら問題はないと考えております。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：受人の年齢はわかりますか。

事務局：受人の年齢は、71歳になりますが、受け人には息子さんがいまして、現在も一緒に農作業に従事しています。今後は徐々に息子さんへ農業経営を引き継いでいくということで確認をとっております。

議長：それでは、ほかに意見がないようですので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

《採決結果：議案第14号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明のありました番号1、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：はい。申請人は、以前から自営業を営んでいたわけですが、廃業に伴って、宅地、住宅、全部処分することとなり、現在は借家生活です。そのために自己用住宅を建てるということで申請が出されたと思いません。

この場所は、病院、住宅に挟まれている田んぼでして、農地としての管理も難しいと思われまますので、適当かなという思いであります。

排水に関しては、土地改良区の排水路に入れるということ聞いております。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：自分の家を売却して、それを理由に外へ出て家が建てられるというのも何か理不尽な気がしますけれども、そういうものでいいのですか。

事務局：先ほど酒井委員からもお話があったのですが、もともと自営業をやられておまして、そこの店舗、作業場とも兼ねての住宅であります。家の老朽化や広い敷地の維持が困難だということで、売却をされると聞いております。

その代替地として、今回の申請地を選定されたということで聞いております。以上です。

議長：都市計画法上、自分の土地を売って家をつくることはいいのですか。

事務局：都市計画法上の要件としましては、自己用住宅という要件がありまして、これは認められている要件の一つです。わかりやすく言うと、旧住宅が今後生活していく上で非常に生活がしづらいだとか、今回のような、店舗兼用で使っていて、廃業に伴って使えなくなるだとか、崖崩れ等のおそれがあり、進入路も狭いため、集落内につくりかえるだとか、そういった事例は本市の中でも何件かあります。

今、鈴木委員が言われたように、では、そういった理由で農地をどんどん潰してもいいのかということ、それはまたそこで確認をさせていただくということでもあります。

今回の場合は、位置的に病院と住宅に挟まれた小さい農地でありますので、その辺は特に農業上支障はないという判断をさせていただいております。以上です。

林委員：この案件、別に問題があるわけじゃないのですが、備考の書き方を住宅の売却云々ではなく、現在、借家で生活していて、自己用住宅を建てるといことで都市計画法も申請が出ていると思います。今ある家を売却して新たに建てるとい内容は備考には必要ないと思います。

議長：それでは、ほかに御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第15号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました番号1、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：分家住宅ということでの申請です。場所的には2面が側溝に挟まれていますので、排水等は特に問題もないと思いますし、周りは住宅地になっておりますので、土地的には何の問題もないかなという判断をしております。よろしく申し上げます。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙

手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、苜生の件について、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：はい。図面を見ていただきますとわかりますように、該当する土地は道路と宅地に囲まれ、孤立した小面積の農地となっておりますので、他の農地の効率的な活用にほとんど影響を与えておりません。よって、今回の転用を認めるのが妥当だと判断します。以上です。

議長：はい。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようですので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第16号 全員賛成2件》

議 長：続きまして、議案第 17 号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第 17 号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号 1、明知上、打越の件について、地元の委員から御意見ををお願いします。

まず明知上の深谷委員、をお願いします。

深谷(明)委員：現地見て、設備が少し乱雑になっている点ではありますが、農地としての管理はできておりますので、問題ないと思います。

議 長：はい、続いて打越の近藤委員、をお願いします。

近藤(雅)委員：はい。御夫婦で農作業に励んでいらっしゃるので問題ないと思います。

議 長：はい。ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようですので、採決に移ります。

番号 1 について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号 1 については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第 17 号 全員賛成 1 件》

議 長：続きまして、議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がりましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようですので、採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第18号 全員賛成1件》

議 長：続いて、諮問に移ります。諮問第3号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第3号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等がないようですので、採決に移ります。
諮問第3号について、市に対し「適当である」と答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第3号について「適当である」として市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第3号 全員賛成1件》

議 長：以上で、予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをおもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございます。

ございました。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：ありがとうございました。

それでは、引き続き、農地利用最適化推進会議を開催させていただきます。

- 1 令和元年度地域農業ビジョンづくり事業について
- 2 令和元年度農地の利用状況調査について
- 3 みよし市農業委員会だよりについて
- 4 その他
 - ① 都市計画法について
 - ② 豊田市の農振除外手続きについて
 - ③ みよし市まちづくり基本計画における工業系開発誘導ゾーンについて

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：何か御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

(質問、意見等なし)

事務局：以上をもちまして7月の農業委員会議を終了させていただきます。

一同、御起立をお願いします。一同、礼。

(閉会午前9時55分)